

入札公告

1. 競争入札に付する事項

- 1) 件名 令和8年度稚内港湾合同庁舎暖房機器運転業務
- 2) 仕様・規格 仕様書による
- 3) 履行場所 仕様書による
- 4) 履行期限 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

2. 競争に参加する者に必要な資格

- 1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一規格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、「北海道地域」の競争参加資格を有する者。
- 4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- 5) 札幌管区気象台長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 6) 警察当局から、暴力団員が実質的に、経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 7) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。)。
- 8) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)。

3. 仕様書及び契約条項を示す時期及び場所

令和 8年 3月 4日 15時00分まで
・札幌管区気象台 総務部 会計課 第二契約係
〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目 電話 (011) 611-6168
・稚内港湾合同庁舎 稚内地方気象台
〒097-0023 稚内市開運2-2-1 電話 (0162) 23-6016
・インターネットホームページ
(契約手続きに関する問い合わせ先)
〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目¹
札幌管区気象台 総務部会計課 第二契約係 電話 (011) 611-6168

※入札関係書類は、札幌管区気象台ホームページの入札・調達情報からダウンロードして使用することができる。
→ <http://www.jma-net.go.jp/sapporo/shinseiannai/bid/bid.html>

4. 入札執行日時・場所及び入札書等の提出方法

- 1) 電子調達システムにより提出すること。
ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は紙により持参する事ができる。
=電子入札に関する問い合わせ先=
政府電子調達(G E P S) <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101>
- 2) 証明書等の提出期限 令和 8年 3月 4日 15時00分まで
- 3) 入札書の提出期限 令和 8年 3月 5日 16時00分まで
- 4) 開札日時・場所 令和 8年 3月 6日 11時05分 札幌管区気象台 2階防災連絡室

5. 入札保証金

免除する。

6. 契約保証金

免除する。

7. 入札の無効

- 1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札。
- 2) 札幌管区気象台競争契約入札心得書(以下「入札心得書」という。)第6条に該当する入札。

8. 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

9. その他の事項

- 1) 入札心得書第2条に規定する期日は、令和 8年 3月 4日 15時00分までとし同条に定める書類の写しを前記3に示す場所に提出しなければならない。
- 2) 契約担当官等の承諾を得た場合を除き、郵便又は電信による入札は認めない。
- 3) 落札者の決定
 - ア) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適切であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。
イ) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
 - 5) 本調達は、令和8年度予算の成立を条件とする。

令和 8年 2月 16 日

支出負担行為担当官
札幌管区気象台長 石田 純一

【契約の概要調書】

(契約件名) 令和8年度稚内港湾合同庁舎暖房機器運転業務

契約の概要

本件は、稚内港湾合同庁舎の暖房用ボイラー運転業務を行うものである。

(履行内容)

- ・貫流ボイラー（EQS-300K/A）2基の運転を行う
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則第94条に基づく定期点検を行う

(履行場所)

稚内市開運2丁目2番1号 稚内港湾合同庁舎

(履行期限)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(業務除外期間 令和8年5月31日 9時～10月8日 9時)

注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 令和8年3月6日
- ・電子入札対象案件（電子調達システムによる）
- ・最低価格落札方式